

任期付職員（法曹資格者（弁護士））の募集について

このたび、公正取引委員会では実務経験を有する法曹資格者（弁護士）の方を課長補佐級又は係長級で採用する予定です。

採用を希望される方は、以下の要領により御応募ください。

【応募資格】	実務経験を有する法曹資格者（弁護士）の方 ※以下のいずれかに該当する方は採用できませんので御了承ください。 (1) 日本の国籍を有しない者 (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者 ・ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 一般職の国家公務員としての懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）								
【歓迎条件】	詳細は別紙 1 のとおり。								
【採用予定数】	合計 39 名（内訳は別紙 1 のとおり）								
【業務内容】	詳細は別紙 1 のとおり。								
【採用期間】	採用日：令和 9 年 1 月 1 日 ※令和 9 年 1 月 1 日採用を基本としますが、個別の事情に応じて調整させていただきます。 ※採用日について、一部課室等において個別に提示している場合があります（詳細は別紙 1 のとおり。）。 満了日：令和 9 年 12 月末日 ※令和 9 年 12 月末日を基本としますが、採用期間の延長や採用後の任期の延長を希望する場合は個別に相談に応じます。								
【処 遇】	●内閣府事務官（課長補佐級又は係長級での採用を予定しています。） なお、課長補佐級での採用に当たっては、弁護士としての実務経験のほか、課長補佐級の職務を遂行できるか（例えば、国家公務員としての勤務経験や採用する課室等で必要な知見に関する実務経験を相当に有しているか）ということを書類や面接を通じて確認させていただきます。 ●「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づき採用され、同法の給与に関する特例の規定が適用されます。採用されると、国家公務員法が適用されるため、弁護士業務を行うことはできません。 ・ 国家公務員法に基づく再就職制限、兼職制限等が適用されます。 ・ 国家公務員法及び独占禁止法に基づく守秘義務が適用されます。 ●実務経験年数ごとの諸手当を含んだおおよその年収は下表のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">実務経験年数</th><th style="text-align: left;">諸手当を含んだおおよその年収</th></tr> <tr> <td>3 年</td><td>830 万円</td></tr> <tr> <td>5 年</td><td>940 万円</td></tr> <tr> <td>10 年</td><td>1060 万円</td></tr> </table> ※ 上記の実務経験年数を満たしている場合でも年収が上表のとおりとならない場合もあります。	実務経験年数	諸手当を含んだおおよその年収	3 年	830 万円	5 年	940 万円	10 年	1060 万円
実務経験年数	諸手当を含んだおおよその年収								
3 年	830 万円								
5 年	940 万円								
10 年	1060 万円								
【勤務地】	公正取引委員会本局（東京都港区虎ノ門 2-2-3 虎ノ門アルセアタワー） ※別紙 1 の 15 以降の地方事務所等を希望する場合の勤務地は別紙 2 参照								
【応募方法】	以下の書類を下記の提出先にメールで提出ください。また、複数の課室等に応募される場合は、課室等ごとに小論文を御提出ください。最大で 2 つの課室等に応募することができます。地方事務所等へ応募する場合は、1 つの事務所等への								

	<u>応募を1つの課室等への応募として数えます。</u> <u>なお、複数の課室等を希望する場合は、採用を希望する課室等の希望順位を明記してください（1つの課室等しか希望しない場合は、記載は不要です。）。</u> 1. 履歴書（写真貼付）（様式1－1） ※履歴書内に「弁護士採用希望」である旨も明記してください。 2. 職務経歴書（これまでの職歴や実績等をA4 1～2枚程度にまとめたもの）（様式1－2） 3. 小論文（公正取引委員会への志望理由及び職歴や実績等を通じて得た具体的な経験を踏まえ、志望する業務内容に応じて、公正取引委員会職員としてどのように貢献できると考えているか記載したもの。A4 1～2枚程度）（様式2） （複数課室等（A課業務及びB室業務）に応募する場合） ・ 履歴書（1通） ・ 職務経歴書（1通） ・ 小論文（2通、A課業務用及びB室業務用）
【応募締切】	令和8年10月30日（金）17：00 ※期間中にいただいた応募について上記の締切日を待たず、順次、選考（書類選考・面接）を実施予定です。
【選考方法】	1. 書類選考（上記【応募方法】に記載の1～3の書類を元に選考を実施します。） 2. 面接（書類選考合格者のみ実施） ・ 面接は、書類選考を実施した後、随時、行います。 ・ 書類選考合格者には、電話又はメールにより、その旨お伝えするとともに、面接日の調整を行います。 ・ 複数業務に応募していただいている場合は、第一希望の業務を担当する部局における面接を優先的に実施します。 ・ 書類選考不合格者には、連絡を行いませんのであらかじめ御了承ください。
【その他】	・ 応募者の秘密は厳守します。 ・ 応募書類に記載されている個人情報、弁護士採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。 ・ 応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
【提出先・問い合わせ先】	提出先：recruit—○—jftc.go.jp （件名に「任期付職員（弁護士）の応募」と御記載ください。） （迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「—○—」としております。メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。） 問い合わせ先： 公正取引委員会事務総局官房人事課人材戦略係 03-3581-5475

【別紙１：課室等ごとの採用予定数、応募資格、歓迎条件及び業務内容】

	課室等	採用予定数	応募資格	【歓迎条件】	【業務内容】
1	官 房 参 事 官 (デジタル担当) 付	5	実務経験を有する弁護士の方	○国内外のデジタル分野の競争政策への関心・知見 ○事業者の相談やヒアリングに対応するコミュニケーション能力 ○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）。 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力	○スマホソフトウェア競争促進法の運用（ビッグテック、アプリ開発事業者等のヒアリング、生成AI等の先端分野への適用を含んだスマホ法の解釈・適用など） ○スマホソフトウェア競争促進法に係る政策立案（スマホ法や指針の改正事項の検討など） ○欧州デジタル市場法（DMA）、英国デジタル市場・競争・消費者法（DMCCA）等の海外のデジタル関連規制についての調査・分析、競争当局との意見交換 等 ※業務内容の参考資料はこちら
2	経済取引局総務課デジタル市場企画調査室（実態調査担当）	2	実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）。 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力 ○デジタル関連企業における企業内弁護士としての実務経験	○デジタルプラットフォーム事業者の事業活動に関する実態調査関連業務（デジタル分野の調査、報告書作成業務等） ○デジタル市場に係る独占禁止政策に関する基本的事項の企画・立案関連業務（ガイドラインの検討等） ○デジタル市場に関する国内外の競争法・競争政策の動向等に関する調査業務 等 ※業務内容の参考資料はこちら
3	経済取引局総務課企画室	1	実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法に関連する実務経験 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力 ○競争法学者等の有識者等とやり取りするコミュニケーション能力 ○諸外国の競争法に関する知識や実務経験があると望ましい。	○独占禁止法に関する以下の業務 ・社会経済の構造変化・価値変容やビジネス戦略等の動向がもたらす競争政策上の中長期的政策課題に対応する企画立案 ・独占禁止法の改正等に向けた、社会経済の変化に対応した課題の整理・分析 ・他法令や諸外国の競争法に関連する調査・分析 等

	課室等	採用予定数	応募資格	【歓迎条件】	【業務内容】
					※ 業務内容の参考資料はこちら
4	経済取引局企業結合課	2	6年以上の実務経験を有する弁護士の方	○企業結合に関連する実務経験 ○海外当局の報告書・判例等の英語読解能力及び海外当局の担当者とやり取りするコミュニケーション能力 ○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）。 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力	○以下の企業結合審査等の業務 ・個別の企業結合計画等に関する審査 ・企業結合規制に関する中長期的な観点に立った企画及び立案※ ・企業結合規制及び企業結合審査に関する海外当局の動向等の調査・意見交換、国際会議（I C N等）への対応※ ※本人の能力や希望も踏まえつつ調整します。
5	取引部取引企画課取引調査室	1	3年以上の実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法に関して一定程度の知識を有することが望ましい（独占禁止法が専門である必要はない。）。 ○様々な関係者とのコミュニケーション能力 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力	○実態調査（主に、不公正な取引方法の見直しに資するような流通・取引慣行に関する調査）に関する以下の業務 ・事業者等へのヒアリング調査の実施（商慣行、問題の所在の把握） ・アンケート調査の設計及び実施 ・調査結果の分析、法的整理 ・実態調査報告書等の執筆（事実整理、法的評価、問題点の指摘） ※業務内容の参考資料はこちら
6	取引部取引企画課相談指導室	1	実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）。 ○事業者の相談に対応するコミュニケーション能力 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力	○独占禁止法に関する事業者等からの以下のような個別具体的な相談への対応業務（グリーン関係や人手不足対策などの社会課題に対応しようとするものを含む。） ・事業者が行おうとする、商品・役務の取引、業務提携、共同調達、OEM、共同研究開発、知的財産の利用など

	課室等	採用予定数	応募資格	【歓迎条件】	【業務内容】
					についての新たな取組が独占禁止法上問題となるか ・事業者団体が行おうとする、自主基準・自主規制の策定、共同事業、経営指導、情報共有などについての新たな取組が独占禁止法上問題となるか。
7	取引部フリーランス取引適正化室	2	実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法・取適法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法・取適法が専門である必要はない。）。 ○事業者の相談に対応するコミュニケーション能力 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力	○フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する以下の業務 ・個別案件における解釈の検討に関する業務 ・法施行後3年を目途とした見直しの検討に関する業務 ・事業者の相談対応等業務 ※業務内容の参考資料はこちら
8	取引部企業取引課	1	実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法・取適法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法・取適法が専門である必要はない。）。 ○事業者の相談に対応するコミュニケーション能力 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力	○優越的地位の濫用・取適法に関する以下の業務 ・施行後の取適法の運用や個別案件における解釈の検討 ・社会経済情勢を見据えた更なるルールメイクの検討や新たなルールの運用に向けた仕組み作り等 ※業務内容の参考資料はこちら
9	取引適正化検査管理官（取適法執行関連業務）	9	実務経験を有する弁護士の方	○中小受託取引の適正化に関して高い関心があること（取適法が専門である必要はない。）。 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力	○取適法違反被疑事件調査に係る企画、立案、調査及び関連する業務 ※業務内容の参考資料はこちら（先輩職員からの声はこちら）
10	取引適正化検査管理官（フ		実務経験を有する弁護士の	○フリーランス・事業者間取引の適正化に関して高い関心があること（フリーランス・事業者間取引適正化等	○フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件調査に係る企画、立案、調査及び関連する業務

	課室等	採用予定数	応募資格	【歓迎条件】	【業務内容】
	リーランス・事業者間取引適正化等法執行関連業務)		方	法が専門である必要はない。) ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力	※ 業務内容の参考資料はこちら
11	取引部企業取引課優越的地位濫用未然防止対策調査室	1	実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。) ○事業者の取引慣行等に関する一定程度の知識を有すること。 ○全国への出張が可能であること。 ○様々な関係者とのコミュニケーション能力 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力	○様々な業界の流通実態、取引慣行などの実態調査に関する以下の業務 ・事業者等へのヒアリング調査の実施 ・アンケート調査の設計及び実施 ・調査結果の分析 ・調査結果を踏まえた競争政策上の問題点の整理把握（独占禁止法等所管法令に係る考え方の整理など） ・関係者に対する競争政策上の問題点の指摘・指導
12	審査局（独占禁止法事件審査業務）	4	実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。) ○他のチームメンバーと協力・協働して、事実解明に向けた様々な作業に前向きに取り組んでいただけること。 ○うち1名、令和9年4月1日採用に対応いただける方 ○うち1名、令和9年6月1日採用に対応いただける方 ※ 上記の採用日に対応可能な場合には、応募時にその旨お申し出ください。	○独占禁止法違反事件審査・訴訟関係業務等 ○デジタルプラットフォームに関連する独占禁止法違反事件審査・訴訟関連業務等
13	審査局訟務官	4	実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。) ○多様なメンバーとの協業経験	○排除措置命令及び課徴金納付命令等に対する取消訴訟対応業務等 ○審査中の独占禁止法違反事件に対する支援業務（事件審査を担当する各部署からの相談に対する助言、命令

	課室等	採用予定数	応募資格	【歓迎条件】	【業務内容】
					書案の審査等) ※複数の事案に携わっていただく予定です。 ※業務内容の参考資料はこちら
14	審査局企画室	1	実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）。 ○多様なメンバーとの協業経験	○審査中の独占禁止法違反事件に対する支援業務（事件審査を担当する各部署からの審査手続及び個別事件（確約案件を含む。）に係る相談に対する助言） ○中長期的観点に基づく独占禁止法違反事件の審査手続の現代化（法令・内規改正、D X化等）に係る検討
15	北海道事務所 取引適正化調査	1	実務経験を有する弁護士の方	○中小受託取引の適正化に関して高い関心があること（取適法が専門である必要はない。）。 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力	○取適法に関する違反被疑事件調査に係る企画、立案、調査及び相談対応等業務
16	東北事務所 取引適正化調査課	1	実務経験を有する弁護士の方	○中小受託取引の適正化に関して高い関心があること（取適法が専門である必要はない。）。 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力	○取適法に関する違反被疑事件調査に係る企画、立案、調査及び相談対応等業務
17	中部事務所 （独占禁止法 事件審査業務）	1	実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）。 ○他のチームメンバーと協力・協働して、事実解明に向けた様々な作業に前向きに取り組んでいただけること。	○独占禁止法違反事件審査・訴訟関係業務等
18	中部事務所 （取引適正化 関連業務）	1	実務経験を有する弁護士の方	○中小受託取引の適正化に関して高い関心があること（取適法が専門である必要はない。）。 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力	○取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法に関する違反被疑事件調査に係る企画、立案、調査及び相談対応等業務

	課室等	採用予定数	応募資格	【歓迎条件】	【業務内容】
19	四国支所取引 適正化調査課	1	実務経験を有 する弁護士の方	○中小受託取引の適正化に関して高い関心があること （取適法が専門である必要はない。）。 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有し ない者に対する説明能力	○取適法に関する違反被疑事件調査に係る企画、立案、 調査及び相談対応等業務 ※ 業務内容の参考資料はこちら

（注１）課室等に記載されている部署での勤務を予定

（注２）上記の業務はあくまで一例であり、具体的に担当いただく個別の業務については、採用予定者の経歴・適性や担当課室が所掌している業務の進展状況を踏まえ、
決定します。

【別紙２】募集をしている地方事務所等の名称及び所在地

募集している地方事務所等の名称	所在地
公正取引委員会事務総局 北海道事務所	札幌市中央区大通西１２ 札幌第３合同庁舎５階
公正取引委員会事務総局 東北事務所	仙台市青葉区本町３－２－２３ 仙台第２合同庁舎８階
公正取引委員会事務総局 中部事務所	名古屋市中区三の丸２－５－１ 名古屋合同庁舎第２号館８階
公正取引委員会事務総局 四国支所	高松市サンポート３－３３ 高松サンポート合同庁舎南館８階